

令和6年度 **浜田教育事務所だより** 第100号 令和6年12月19日

- ◆社会教育スタッフ調整監より (p.1)
- ◆企画人事主事、人権教育推進員より (p.2)
- ◆総務課より (p.3)
- ◆各市町の取組～美郷町～ (p.4)
- ◆各市町の取組～江津市～ (p.5-6)



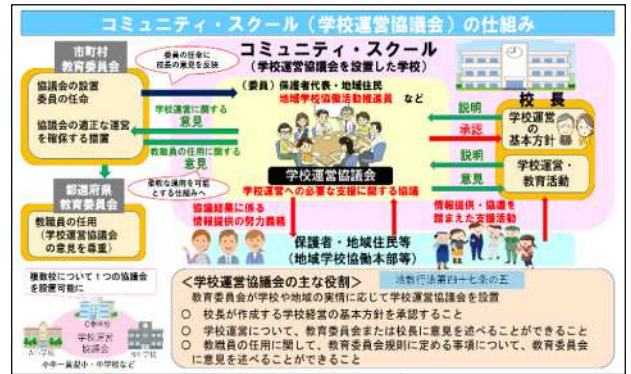
「地域とともにある学校づくり」に有効なツール

～コミュニティ・スクール～

社会教育スタッフ 調整監 山藤 真樹

今年度の浜田教育事務所だよりで、各市町派遣社会教育主事の活動紹介の多くが「コミュニティ・スクール」に関する内容となっています。浜田教育事務所管内の小中学校において、川本町は今年度より、美郷町、江津市（小学校モデル校1校）においては昨年度より「コミュニティ・スクール」となっています。また、浜田市、邑南町においては、令和7年度のスタートに向け準備が進められています。大田市においては平成27年度から令和4年度にかけて段階的に導入され、現在ではすべての小中学校が「コミュニティ・スクール」となっています。

ご存じのとおり「学校運営協議会」を設置した学校を「コミュニティ・スクール」といいます。学校運営協議会は学校や地域の実情に応じて、学校ごと、もしくは中学校区ごとに設置されています。平成16年度に法制化、平成29年度に法改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）され、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。学校運営協議会の主な3つの機能は以下のとおりです。



【学校運営協議会の主な3つの機能】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。【必須】→ OKではなく、校長と学校と一緒にLet'sで。
- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる。【任意】
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則の定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。【任意】

コミュニティ・スクールは、学校と保護者、地域が育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、知恵を出し合って学校運営に意見を反映させ、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みです。学校運営協議会は合議体であり、教育委員会の下部組織となります。また、学校運営協議会委員は特別職の非常勤公務員（多くの場合、教育委員会規則等において守秘義務が定められます）であり、教育委員会より委嘱され、校長とともに行動し（一緒に汗をかき）学校運営に当事者として責任をもって参画することになります。

コミュニティ・スクールの推進・充実のためのポイントは様々ありますが、特に「熟議（熟慮と議論）」と「協働」がキーワードになると考えています。対話・協議を重ねる場を設定し「熟議」を進めていくことで、学校、保護者、地域が学校や地域の課題をしっかりと共有でき、共通の目標・ビジョンをもち一体となって豊かな子どもの育ちを支えることができます。また、学校、保護者、地域が互いの立場を理解し尊重し合い、課題に対して熟議を繰り返していくことで信頼関係が深まり、果たすべき役割が明確になってきます。そして課題解決に向け、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら協働して取り組む実践的な活動が進められることとなります。

一方、地域においては、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等を推進する組織・活動「地域学校協働本部・活動」があります。学校と地域の連携・協働体制すなわち「コミュニティ・スクール」（地域とともにある学校づくり）と「地域学校協働本部・活動」（学校を核とした地域づくり）を一体的

に推進し、子どもたちの笑顔、教職員のみなさんの笑顔、保護者の方々の笑顔、地域のみなさま方の笑顔があふれる学校、地域をみんなでつくっていきましょう。

地域 **学校**

- ◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
- ◆地域学校協働活動、地域学校協働本部

地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

（引用：文部科学省 HP）

企画人事主事より

「働き方改革の先に…」

企画人事主事 沖田 哲也

「全国の学校における働き方改革事例集」をご覧になったことはありますか。何度か改定され、最新は令和5年3月に出版されたものです。この事例集では業務時間がどの程度削減されたかを数値化しています。例えば「チーム担任制」を導入することが担任業務の負担軽減に繋がり、一人当たり年間で66.7時間の業務を削減したということが掲載されています。多くのヒントを含んだ事例集だと思います。

今年度の5月から6月にかけて事務所訪問で浜田管内の小中学校を訪問させていただきました。多くの学校がこの事例集にもあるような実践をされていることをお聞きしました。教職員不足等の苦しい状況の中でも働きやすい職場環境を整えようと力を注いでおられることに頭が下がる思いでした。

働き方改革の実践は言うは易く行うは難し実践だと感じます。時間外勤務の削減のみが目的になってしまうと一部の教職員だけ負担が減ったり、子どもたちの成長の場が奪われたりすることにもなりかねません。すべての教職員に時間的な余裕や心のゆとりを生むような改革は、きっと教職員が子どもと向き合う時間を生み出します。その改革は教職員本人のみならず、目の前の子どもたちにも笑顔をもたらすのだと思います。

教職員の皆様のために、子どもたちの笑顔のために、引き続き働き方改革の実践をお願いいたします。



人権教育推進員より

学校・福祉連携の推進を

人権教育推進員 樋野 淳巳

今年度より人権教育推進員をさせていただいています。よろしくお願いいたします。

島根県は、人権教育を進めるにあたって「進路保障」を柱にしています。「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育ていこうという理念です。しかし、子どもが抱える実態が複雑化・多様化してきており、学校だけでは解決しにくい課題も多く、子どもたち一人一人の生きる力をつける学びの保障が必ずしも実現できていない現実があります。

そこで、学校現場の皆様の課題解決に向けて役立てたいと、今年の3月に島根県教育委員会より「学校・福祉連携の手引き～気づく、つなぐ、支える～」が発行され、各校に配付されました。学校と社会福祉の関係機関がつながることで、子どもの貧困・不登校・虐待などの課題解決を図ろうとするものです。管内の人権教育主任等の担当者研修会や学校訪問をした際などに、この冊子についてはお話しさせていただきました。各学校に1冊はあります。管理職や主任の先生だけでなく、多くの方に読んでいただき、ご活用いただければと思っております。

また、管内には人権教育推進員にあわせ学校・福祉連携推進教員もおります。解決に向けて他機関と連携がとりたい場合などお知らせください。

※本手引きは、島根県教育委員会人権同和教育課ホームページよりダウンロードできます。URL:<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowakyoiku/>



年末調整と児童手当について ～総務課より～

年末調整事務及び児童手当事務につきまして、浜田管内小中学校の皆様におかれましては、速やかにご提出いただきありがとうございます。

今回は年末調整について昨年と比べて変わった点と制度改正後の児童手当について紹介します。

◎令和6年分所得税の定額減税の実施

今年度は税制改正に伴い、令和6年分所得について定額による所得税の定額減税が実施されており、年末調整の際には年末調整時点の定額減税の額を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

○定額減税額（所得税）

- ・職員本人：30,000円

※給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税の対象外となります。

- ・同一生計配偶者※1または扶養親族※2：1人につき30,000円

※1 同一生計配偶者

- ・「配偶者控除等申告書」に記載された控除対象配偶者
- ・配偶者の合計所得金額が48万円以下（給与収入103万円以下）であること

※2 扶養親族

- ・「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族（住民税に関する事項として記載されています）を年調減税額の計算のための人数に含めます。

詳細につきましては国税庁のホームページを参照してください。

[令和6年分 年末調整のしかた | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp)

◎児童手当は、令和6年10月分（12月支給分）から、拡充されました。

	改正後（令和6年10月分から）		改正前（令和6年9月分まで）	
	第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円	15,000円	15,000円
3歳～小学生	10,000円	30,000円	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	30,000円	10,000円	10,000円
ア.高校生年代（注1）	カウント対象 10,000円	カウント対象 30,000円	カウント対象 0円	カウント対象 0円
イ.大学生年代（注2）	第3子以降 カウント対象	第3子以降 カウント対象	第3子以降 カウントなし	第3子以降 カウントなし
ウ.所得制限	なし		あり（特例給付 5,000円、一定所得以上の場合は支給対象外）	

○新たに受給対象者となる以下の職員は、申請が必要となります。

ア. 高校生年代を養育している職員

（注1）現在、児童手当を受給中で、カウント対象として高校生年代の子を届出済みの職員は、手続き不要

イ. 大学生年代を養育している職員

（注2）第3子以降のカウントのため、0歳～22歳年度末までの子が3人以上いる職員のみ、手続きが必要

※18歳年度末～22歳年度末までの子について、監護相当の経済的負担をしている事を確認するため、「監護・生計確認書」の提出が必要。

○申請期間（申請猶予期間等）は令和7月3月31日までです。

各市町の取組

～美郷町～

橋渡し

美郷町教育委員会 派遣指導主事 石原 充

2学期といえば、学校において研究授業が一番活発に行われる時期ではないでしょうか。

美郷町内の小・中学校でも、令和7年度の郡教研等での授業公開に向けて、2学期に入り研究授業・訪問指導が度々行われています。町内の学校の取組を把握したいと思い、各校の研究授業や指導助言の担当ではない訪問指導にも可能な限り参加させていただいています。今のところ小学校に伺う機会が多いので、今回は小学校の研究授業から改めて感じたことを書かせていただきます。

町内の小学校2校のうち1校は児童の主体性に重点を置いた研究、もう1校は対話的な学びに重点を置いた研究を行っています。当然それぞれの授業や協議も各校の主題に沿って行われますが、「自分の考えをもてるようにするには」「どのような手立てで考えを深めるか」など、協議する事柄は共通することが多いと感じます。主体的な学びと対話的な学びは決して独立したものではなく、学習の両輪だと改めて実感します。今後もいくつか研究授業に参加させていただく予定ですが、それぞれの実践や協議での意見も橋渡しさせていただき、各校の研究実践に少しでもお手伝いできればと考えています。

学校運営協議会設置から2年目の歩み

美郷町教育委員会 派遣社会教育主事 仲田 幸子

美郷町は、令和5年4月に町内全校（中学校区）に学校運営協議会を設置し、今年度は2年目に入りました。邑智校区（邑智小・邑智中）学校運営協議会、大和校区（大和小・大和中）学校運営協議会の歩みを紹介します。

今年度の第1回学校運営協議会では、どちらの協議会でも学校運営方針の説明、質疑応答、承認に加え、授業参観を行いました。第2回からは、各協議会で毎回テーマを設けて、「地域とともにある学校」と「地域を核にした学校」を目指して取り組んできました。例えば、登校時や放課後、休日における子どもたちの居場所やふるさと教育について話し合ったり、学校運営協議会の意義、委員の役割について再確認の研修をしたりするなどしてきました。また、教職員と委員の対話の場をつくり、お互いの考えや思いを知り、何ができるかを考える機会としました。年度末には、学校評価に関する会を開く予定です。

各学校運営協議会は「学校と地域が連携・協働し、教育の質を高め、地域の未来を育むための美郷町のプラットフォーム」として、さらに重要な役割を果たすことが期待されています。今後も、目標やビジョンを共有すること、理解し合うことを大切にしながら、ともに一步一步、前進していきたいと考えています。



美郷町
マスコットキャラクター
「みさ坊」

巡回相談（すくすくネット巡回相談）の見直し

江津市教育委員会 派遣指導主事 小田 公弘

江津市派遣指導主事として、生徒指導と特別支援教育を担当し2年目になりました。依然、不登校の状況は厳しく、昨年度に引き続いて不登校状況にある児童生徒が複数名いる状況です。また、特別支援教育に関する課題も多岐にわたり、学校の困り感に十分対応できていないことに苦慮しています。

そうした中で、今年度は、特に江津市の巡回相談（すくすくネット巡回相談）について、子育て支援課と連携を図って進めています。この巡回相談では、今まで、就学前の幼児を対象にした相談が中心で、学校からの要望に応じた巡回相談はほとんど行われていない状況でした。学校では、県立学校（江津清和養護学校・浜田養護学校）のセンター的機能を利用する学校が多く、その相談内容の中には、具体的な指導・支援に関する内容から、就学の場の検討に係る相談もあり、他機関による見取りが必要なケースもありました。そこで、今年度は、江津市の巡回相談（すくすく巡回相談）の他機関による見取りができる場を活用し、相談も単発で終わることがないように、切れ目ない継続的な支援を目指して、関係機関での連携を密に図るようにしました。

また、就学支援委員会の事務局として、学びの場の検討にも関わらせて頂くことが多くあります。就学前の子どもさんから、就学後の児童生徒について検討していくこととなります。その際に、「児童生徒にとって安心した学びの場の提供」というフレーズをよく使いますが、不安要素を軽減できる支援や環境整備に向けても、学校としっかり連携を図って対応していきたいと思えます。

江津市のコミュニティ・スクールが果たす役割

江津市教育委員会 派遣社会教育主事 佐々木 努

「コミュニティ・スクールになると、どう変わるのか。」この問いに明確な答えはありません。なぜなら、そこに関わる様々な人の意識で、どのようにでも変わる可能性があるのがコミスクだと思うからです。これまでも学校では、ふるさと教育の中で十分地域の方と関わりながら、その校区ならではの学びを行ってきました。コミスク導入の話聞いて、先生方の中には、「これ以上、何をすればいいんだ。」とお感じの方もおられると思えます。

コミスクでの活動が徐々に実を結んでいく重要なカギは、地域側の意識だと私は思っています。人口減少や高齢化、少子化に悩む地域では、婦人会、子ども会、老人会等の団体が既に解散している地域があります。薄れる近所同士の繋がりや互助の精神等々……。地域の方が「地域の子どもの顔も名前も分からない。」「子どもたちとどう接すればいいのか分からない。」と言われるのも仕方ありません。

江津市では、9月、今年度から本格的にコミスクを始動している1小学校を含む中学校校区で教育活動関係者連絡会(全国的には、『地域学校協働本部』と呼ぶ)を初めて開催しました。集まっていた約20名の地域の方は、学習ボランティアや放課後児童クラブ指導員、民生児童委員など、普段子どもたちと関わっておられる皆さんでしたが、子どもたちのことを真剣に考えている大人がこんなにもたくさんおられるんだなあ実感できた瞬間でした。

このような頼もしい人々を集めて応援団(学校運営協議会・地域学校協働本部)を組織していくのが私たち行政の役割だと考えています。学校が安心して腹を割って応援団に相談することで、魅力的な活動が生まれるかもしれません。そのことで、恩恵を受けるのは、子どもたちや先生方、保護者だけではありません。実は、子どもたちのためならばと、立ち上がって頑張ってください地域の方々ご自身も達成感、役立ち感を味わうことができ、それをきっかけに子どもや学校、地域に目が向く方が増えていくかもしれないのです。『学校を核とした地域づくり』と言われる所以です。

「コミスクの果たす役割は大きい。」そう信じて、残り小・中学校10校のコミスク導入を進めていきたいと思えます。

2つの研修会から

江津市教育委員会 派遣指導主事 泉 裕子

この夏、江津市で2つの会が実施されました。働き方革命講演会（講師：住田昌治湘南学園長）と江津市教職員資質向上研修（講師：荒瀬克己 NITS 理事長）です。

住田先生は「働き方改革」、荒瀬先生は「一人一人の子どもが主語になる学校をつくる」がそれぞれの研修会のテーマでした。

お二人の話題は異なるものの、話の中には多くの共通点がありました。それらを通して、子どもにとっても、大人にとっても教育の根底にあるのは「対話」や「心理的安全性」、「well-being」ではないかと私の中で徐々にはっきりしてきました。

住田先生からは、対話を通して風通しのよい職場風土や温かい人間関係を構築していくことで本当の「働き方改革」が進んでいくことや、働き方改革の最終到着地は教職員の「well-being」であることを学びました。

現在、中教審の会長でもある荒瀬先生は、学習指導要領や中教審の答申を大切にされていました。前文で謳われているように、教育課程を通して子ども達が自分のよさや可能性に気付いたり認識したりするためには、学校で安心できる環境や支え、応援メッセージとなる評価が必要であると荒瀬先生はお話されました。それらがあってこそ子ども達は新たな自分に気付き、学び続けることができます。

私たちは安心できる人間関係や受容的な環境の中で初めて社会の変化を前向きにとらえ、主体的に自己決定をしながら成長していきます。さらには、課題に立ち向かう中で、自分自身が解決に向かう新しい風を吹かすと願い、実際に行動することで新時代を創り出すエージェンシーを発揮できるのです。

今夏の研修で、「教育」をいろいろな視座から考えるきっかけを得ました。これだけ時代が変化している今だからこそ、私達はアンラーンを繰り返しながら、時代と共存していかなければなりません。一方で、今まで大切にしてきた「対話」「人間関係」「心の安心」の重要性を改めてみんなで共有し、管理職、教職員、地域など様々な立場からそれらを叶えていくために、共に本気で考え、行動していかなければならないと感じました。



住田昌治先生の講演の様子



荒瀬克己先生によるグループワークの様子

● おかげさまで第100号を発行することができました。

♪ ご愛読いただき、ありがとうございます。

「浜田教育事務所だより」は、平成12年に第1号が発行されて以来約24年半の歳月を経て、今回で第100号を迎えました。これまでのみなさま方のご支援ご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

今後も教職員のみなさま方のお役に立つ情報の提供に努めてまいりたいと思いますので、引き続きご理解ご協力、ご愛読のほどよろしくお願いいたします。

以前は縦書き
でした

